

* 新型コロナウイルス対策 *

訪問看護ステーション連携協力システムについて

●訪問看護連携協力システムとは●

新型コロナウイルスの影響等で、訪問看護の現場で看護師が感染するなどして休業せざるを得ない事業所が発生した場合、訪問看護ステーションが連携し、別の事業所が代わりに看護師を派遣しサービス提供を維持するシステムです。

●訪問看護連携協力システム対象地域●

八戸地域の訪問看護ステーション

※八戸市保健所および三戸地方保健所管轄内

八戸市内、三戸郡(三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村) 上北郡(おいらせ町)

●訪問看護連携協力システムを利用するには●

○八戸地域訪問看護協議会へ入会をします。(申込書にてお申し込み下さい)

○休業対象となった訪問看護ステーションは、八戸地域訪問看護協議会事務局へ連絡をし、看護師派遣依頼をします。

○当協議会へ入会している訪問看護ステーション間にて、休業対象となった訪問看護ステーションの代わりに訪問看護の提供を行います。

○介護報酬請求及び診療報酬請求等は、代わりに訪問看護を提供した事業所にて請求を行います。

※協力のお願い※

今回の連携協力システムを実施するにあたり、連携協力ステーションが必要となります。受け入れ可能・不可能は、事業所のご負担にならないようその都度確認させていただきますので、八戸地域訪問看護協議会への入会をお願い致します。

－問い合わせ先－

八戸地域訪問看護協議会事務局

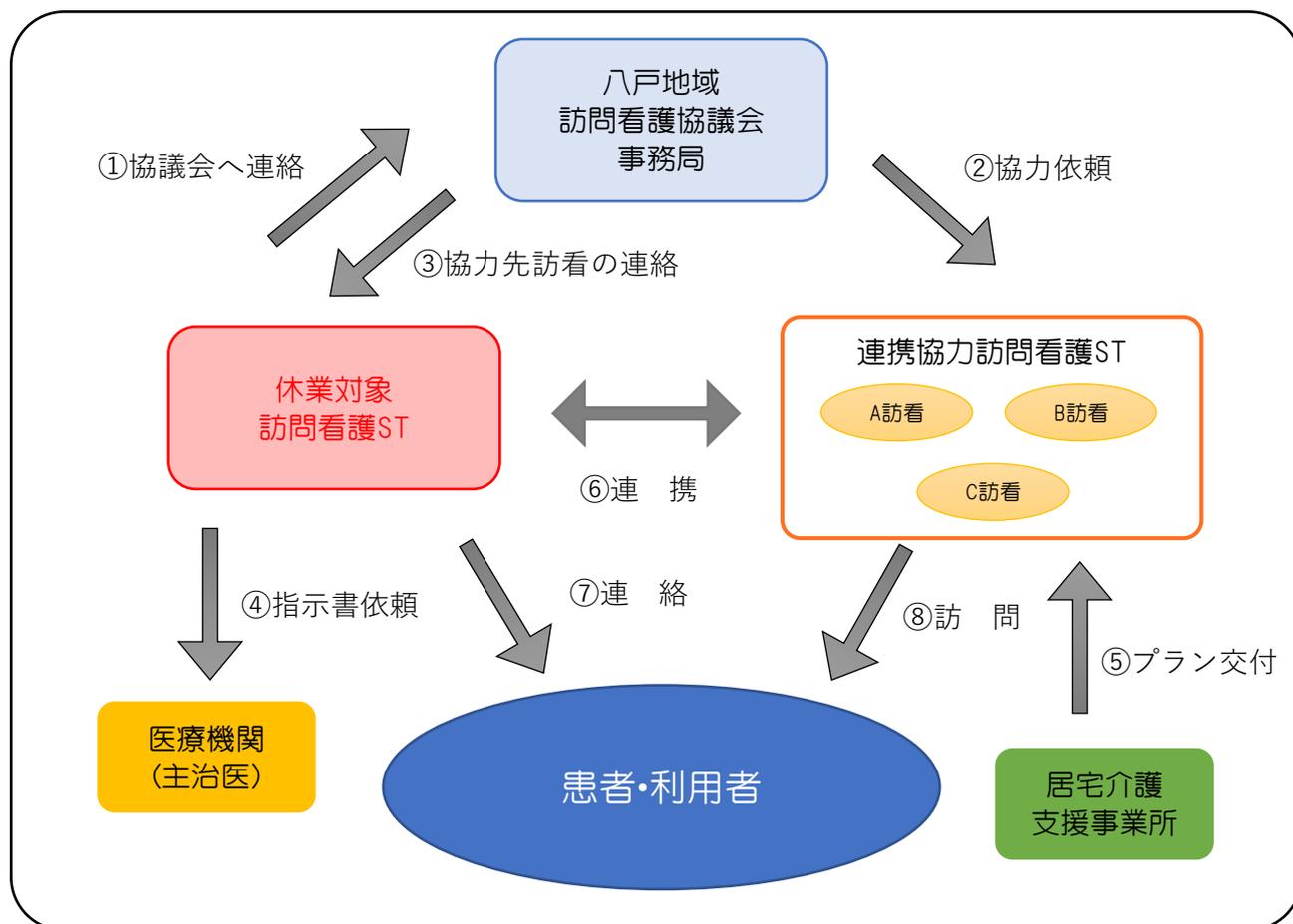
(八戸市医師会訪問看護ステーション)

担当: 長谷川・小野高

TEL:0178-71-2100

新型コロナウイルス対策＊連携協力システムフローチャート

＊連携の流れ＊



- ①休業対象訪問看護STは八戸地域訪問看護協議会事務局へ連絡をする
- ②八戸地域訪問看護協議会事務局より連携協力訪問看護STへ協力依頼をする
- ③八戸地域訪問看護協議会事務局から休業対象訪問看護STに受け入れ可能な連携協力訪問看護STの連絡が入る
- ④休業対象訪問看護STは主治医へ訪問看護指示書の依頼をする
- ⑤休業対象訪問看護STはケアマネに連絡をし居宅サービス計画を変更しててもらう（事業所変更は“軽微な変更”で可）
- ⑥休業対象訪問看護STは連携協力訪問看護STに連絡をし訪問依頼・調整をする
- ⑦休業対象訪問看護STは患者利用者へ連絡をする
- ⑧連携協力訪問看護STによる訪問開始

* 休業対象訪問看護ステーションの流れ

連携の流れ	連携事項
①八戸地域訪問看護協議会へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> * 連絡事項 <ul style="list-style-type: none"> ・休業期間 ・訪問依頼利用者情報(簡易) ・希望訪問看護ステーション * 受け入れ可能STが確定したら、事務局より連絡が入る。
②医療機関(主治医)に連絡	<ul style="list-style-type: none"> * 訪問看護指示書依頼 連携協力訪問看護ステーションをお知らせし、訪問看護指示書依頼をする。 ※訪問看護指示書の発行が遅れる場合は、指示内容の共有を行う。
③ケアマネに連絡	<ul style="list-style-type: none"> * 居宅サービス計画書変更 <軽微な変更>で対応可。(介護保険課確認済) 連携協力訪問看護ステーションをお知らせし、居宅サービス計画書の変更を行ってもらおう。
④連携協力訪問看護ステーションへの訪問依頼と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> * フェイスシート、看護サマリ等にて情報提供を行う。 * メルタスへの事業所追加設定
⑤利用者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> * 利用者本人・家族へ説明し、連携協力訪問看護ステーションのお知らせと訪問調整を行う。

※請求について

- ・24時間体制加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算については、事業所間で相談をお願いします。
- ・介護報酬請求及び診療報酬請求、利用者への訪問看護利用料の請求については、連携協力訪問看護ステーションにて行います。
- ・契約書関係及び訪問看護指示書は訪問開始後でも可能となります。(QA:柔軟な取り扱いで可)

* 連携協力訪問看護ステーションの流れ

連携の流れ	連携事項
①八戸地域訪問看護協議会からの連絡	* 受け入れ可能の有無を伝える。
…休業対象訪問看護ステーションより連絡がはいります…	
②医療機関(主治医)に連絡	* 訪問看護指示書依頼の確認 訪問看護指示書依頼は休業対象訪問看護ステーションにて行っていますが、確認をお願いします。 ※訪問看護指示書の発行が遅れる場合は、指示内容の共有を行う。
③ケアマネに連絡	* 居宅サービス計画書変更 休業対象訪問看護ステーションにて変更依頼を行っていますが、確認をお願いします。 <軽微な変更>で対応可。(介護保険課確認済) 連携訪問看護ステーションをお知らせし、居宅サービス計画書の変更を行ってもらう。
④休業対象訪問看護ステーションからの訪問依頼と情報提供	* フェイスシート、看護サマリ等にて情報共有を行う。 * メルタスへの事業所追加設定
⑤訪問開始	* 契約を行い、訪問看護開始となります。 休業対象訪問看護ステーションにて利用者さんへの連絡を行っていますが、確認をお願いします。

※請求について

- 24時間体制加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算については、事業所間で相談をお願いします。
- 介護報酬請求及び診療報酬請求、利用者への訪問看護利用料の請求については、連携協力訪問看護ステーションにて行います。
- 契約書関係及び訪問看護指示書は訪問開始後でも可能となります。(QA:柔軟な取り扱いで可)